

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課 (06-6208-9156)
処分課（担当）名	同上（指定管理者）
処分の名称	原状回復命令等（男女共同参画センター）
概要	下記の処分基準に該当する場合、原状回復命令等を発します。
根拠法令等 及び条項	大阪市立男女共同参画センター条例施行規則 第9条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	(1) 使用者または入館者が建物または附属設備を損傷し、または亡失した時
ホームページ	
備考	